

第1回長崎家庭裁判所委員会議事録

1 日時

平成16年1月26日(月)午後1時30分～午後4時まで

2 場所

長崎家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員)

浅野義正, 伊東浩子, 白石利市, 田川安浩, 中村尚達, 野崎彌純, 藤野美保, 本田貞勝, 山口康子, 若杉實(五十音順, 敬称略)

(庶務)

山内信男総務課長

4 議事

(1) 開会

(2) 長崎家庭裁判所長あいさつ

(3) 委員紹介

(4) 委員長の選出

委員長に野崎委員(長崎家庭裁判所長)を選出した。

(出された意見の要旨 以下発言者は, ◎:委員長, ○:委員, ◇:庶務で略記する。)

- 委員会の状況からすると, 長崎家庭裁判所長の野崎委員になってもらうのがよい。
- この委員会は, 家庭裁判所の諮問に応ずるとともに, 家庭裁判所に対して意見を述べるのが役目であるから, 委員会に諮問をする側, また委員会から意見を受ける側である家庭裁判所長以外の委員が委員長になるのがよいと思う。ただし, 今日が第1回の委員会であり, 野崎委員以外のだれが委員長に適任かということは判断しかねるし, だれかが委員長をやるとしても, 委員会をどのように進めていけばよいのか分からないので, 当面は, 野崎委員に委員長をお願いして, 今後, 他の委員が運営等に慣れ, 委員長の交替が可能になれば, 再び協議して, 委員長を決めるというのが適当ではないか。
- 委員会の運営は, 委員長が必要な事項を他の委員と協議して進めていくのであるから, 家庭裁判所長が委員長になったとしても一向に構わないのではないか。
- (5) 委員長代理の指名
委員長は, 委員長に事故があるときの代理者に山口委員を指名した。
- (6) 委員会の運営について
 - ア 委員会の招集
委員会は, 委員長が招集する。
(出された意見の要旨)
- 委員から, 委員長に対し, 委員会の招集を求めることができるよう決めていただきたい。
- ◎ 委員会の招集の請求があれば, 委員長が必要性等を他の委員とも相談の上, 判断して招集することになると考えている。
 - イ 委員会の議事の公開
委員会の議事は, 非公開とする。
議事の記録については, 議事録を作成し, 事前に委員の承諾を得て確定することとする。
確定した議事録は, 発言者の名前は表示しないで公開の対象とする。
(出された意見の要旨)
- マスコミの前では発言を躊躇するということがあるので, 自由な意見交換をするためには, 議事そのものは非公開としてよいのではないか。
- 基本的には, 公開するのがよい。開かれた裁判所を実現するためにも, 議事を公開して国民がその内容を知ることが, 本来のあるべき姿だ。他の委員が, 議事を公開すると十分に意見が言えないと思っているのであれば, 議事の非公開も仕方ないが, 公開が現代社会の流れではないかと思う。
- 家裁の運営について提案する場合, 家裁で行われている具体的な事例を交えて話した方が, 効

果的な改善につながるのではないか。しかし、家裁で行われていることは原則非公開が大前提となっているので、議事を公開するのはいかがなものか。ただ、議事を公開してよい場合とプライバシーとの関係で公開できない場合とがあらうから、そこが公開か非公開かのメルクマールになるのではないか。

- この委員会は、家庭裁判所の運営について、国民の立場から、人的、物的な整備、広報の問題について、いろんな提言をしていくものであるから、プライバシーの問題で議論自体を非公開にしなければならない部分が出てくるということはある得ない。原則公開に賛同する。委員会において、事案の内容次第では議事を公開するように決めたらどうか。
- 参考までに、ある会議では、Aは全部公開、Bは要旨のみ公開、Cは非公開といったふうにランク分けをしており、その日の会議をどうするかは、参加者に諮って決めている。
- この委員会では、家庭裁判所の運営を国民のレベルで自由に議論するのが基本であるから、原則公開として、事案によっては非公開もあり得るとするのがむしろ自然ではないか。プライバシーや人権保護について配慮しなければならないのは当然だが、議事を原則公開にしても、それ程支障があるとは思えない。
- 家庭裁判所から諮問を受けて答申することが委員会の目的であるから、個々が述べた意見を全て記録に残すのではなく、この議題についてはこういう意見が多かったというように審議の内容をある程度細かくしておけばよいのではないか。この委員会が出した内容については、全ての委員が責任を負うわけで、議事の概要だけの公開でもよいのではないか。
- この委員会は、最終的な結論を出せばよいのであるから、個々の意見の違いを一般に公開したからといって、それがどれ程の意味があるのか。むしろ、結果を一斉に公表する方が市民にとっては、有益ではないか。
- 現代社会では原則公開が一般的であるにせよ、議論の場を全くフリーの形で一般に公開するというのは、問題が生じるおそれがある。議事を公開したことによって波及する問題にまで、責任は持ちかねる。議事は、原則非公開でよいと思う。
- ◎ 忌憚のない御意見を伺うため、一応、議事は非公開にしておき、将来的に、議事の公開の在り方について意見があれば、そこでもう一度検討することにしてはどうか。
次に、議事の内容をどういう形で残すかという問題と、それをどのように公開するかという問題があるが、これらについて御意見を伺いたい。
- 議事録は、逐語的なものではなく、発言が要約されたものとなるのではないかと考えている。必ずしも逐語的なものを作成する必要はなく、各発言者の発言要旨を記載したものを議事録として作成すれば足りる。それを議事概要という更に圧縮した形で作成するとなると、結論はこうだったという程度のもになってしまうのではないかと危惧している。議論の流れがわかる程度に発言要旨を記載して議事録とし、それをそのまま公表するやり方ではどうか。議事録には、少数の反対意見も記載してほしい。
- 議事録は、発言内容を一字一句記載しているもので、現在議論しているのは、議事の要旨を記載した議事概要であって、この議事概要をインターネット上で公開するという話をしているのだと思う。そうすると、ここで議論した内容は、インターネットで公開する、しないは別にして、別に議事録として残すのか。
- ◇ これまでの裁判所の協議会等でも、発言を逐語的に記載したものは作成していないので、いろいろな意見は併記するとしても、結果として議事概要程度のもので作成することを考えている。
- 議事については、非公開で報道関係の取材はできないのに、議事概要とはいえ内容をインターネットで公開するというのは、整合性がないのではないか。
- 逐語的な議事録を作成するのは、手間がかかって大変で、逐語的な記録が必ずしも議論の内容を全体的に把握できるというものでもない。発言の要旨をまとめたものであっても、議論の流れがわかるような議事録というものが、通常の会議の場合の議事録である。議論の流れが分かるような正確なものにするためには、必ず構成員の了解を得た上で議事録として確定する必要がある。議事そのものを非公開にするからには、議事録はある程度克明なものがよい。それをどういう形で公開するかは、次の問題である。
- 事務局は委員会の運営に対して、ずっと議事の流れを見ておかなければならないわけだから、当然そのような議事録は作成するのではないか。内容をかなり省略したものしか作成しないとす

れば、事務局は次の委員会の運営に責任が持てないのではないかと。

- ◎ それでは、議事の流れが分かるような議事録を作成するという事でよいか。
- その場合、事前に議事録を委員に配布してもらい、発言者の了解を得てから確定してもらいたい。
- ◎ 次に公開の方法について、発言者の名前は表示しない、あるいは発言の内容をもう少し圧縮することも考えられるが、そのまま公開の方がよいのか。
- 議事録をそのまま公開することでよいのではないかと。その際、発言者の名前は、例えばA、B、Cと記載しても構わないと思う。
- 発言者の名前を出さない場合でも、A委員の発言はこれとこれといったように関連が分からないようにした方がよいと思う。例えば、委員の名前のところは、全部消して、丸印か何かにするだけの作業であれば、事務局にとっても、それ程の手間はかからないと思う。それで、これとこれは同じ委員の意見だと分かったとしても、議事の流れが分かれば、公開する意味はあるのではないかと。委員会を行って時間が経ってから、その議事録が公開されてもあまり意味がないので、このようなやり方が実際的な方法ではないかと。
- ◇ 事前に各委員に議事録を配布して内容を確認してもらおう場合、同じ箇所でも各委員の修正内容が異なると、再度送付して調整することになり、かなり時間を要すると思うが、事前に内容を確認することでよいか。
- 私の経験では、自分の発言について、表現を改めてくれというようなことがたまにあるにしても、通常は事務局の作成した議事録がそのまま通ることが多い。念のために各委員が目を通すだけである。
- 事務局の立場から考えても、委員の了解を得た上で公開したという手順を踏んだ方がよいと思う。単語一つでも意味が変わってしまうことがあり、いったん、公開してから、自分はこのようには言っていないといったトラブルが生じるのは避けたい。また、確認される側も、事務局に負担をかけないように、なるべく早く返事をするようにしたいし、仮に何らかの理由で返事ができなかったとしても、それで公開されたのであれば、それは各委員が責任を取ればよいと思う。
- ◎ それでは、議事の流れが分かるような議事録を作成し、それを事前に各委員にチェックしていただいて確定させ、そして、その議事録を名前は表示しない形にしてそのまま公開の対象にするということにしたい。

ウ 委員会の開催回数

委員会は、年2回程度開催する。

(出された意見の要旨)

- 前回までは年1回の開催で、個別の話をするまでに至らず、一般的な話をして終わりという感じだった。年2回開催としても、今年はあと1回開催で、これまでと同じで、「家庭裁判所の諮問に応ずるとともに、家庭裁判所に対して意見を述べる」までには至らないのではないかと。私としては、年2回開催でも構わないが、家裁委員会そのものは、何がどう変わったのか、取り上げるテーマもあまり変わっていない。先ほどからの非常に綿密な議論は、結果として何だったのか、綿密であるがゆえに現実性に乏しいという気がしてならない。
- ところで、現在では、県でも市でも、審議会や委員会の委員の名前は原則公開というのが流れになっているが、家裁委員会の場合、委員の名前は公開するのか。
- ◇ 委員の肩書きと氏名を記載した委員名簿の公開を考えている。
 - (7) 庁舎案内並びに家事事件及び少年事件の手続説明
 - (8) 次回のテーマ
 - 未定(出された意見の要旨)
- 今日お集まりの委員は、個人的に家庭裁判所を利用したことはないと思う。したがって、利用する側の視点に立って、家庭裁判所がどうなのかを考えるのはなかなかできないのではないかと。そこで、例えば、家庭裁判所を利用した人に対して、家庭裁判所について感じた印象や問題点をアンケート調査の形で出してもらい、その結果、何か改善すべきものがないか検討するというのも一つの方法ではないかと。また、次回の議題については、次回の委員会の日程を決めて、その1箇月くらい前までに、各委員がそれぞれ委員長あてに要望や意見を提出するというのはどうか。

- これまでに家庭裁判所の利用者の意識調査をまとめた調査報告書というのがあるのか。
- 実際にアンケートを実施するとすれば、私達の任期の2年間というものを視野において検討しなければならない。任期が終了するまでの間に、どういう内容でアンケートを作成し、どういう形で回答してもらうかということを検討し、利用する側の意見がある程度浮かび上がってくれば、それだけでも大きな成果と思う。そして、それを次の委員に引き継いで検討してもらうことができればよい。例えば、私が次回までに、アンケート調査のたたき台のようなものを作成して提出するという程度の作業から始めてはどうか。
- 家庭裁判所を利用した人だけでなく、これから家庭裁判所を利用するという側の観点から、問題点がないか検討する必要もあるのではないか。
- これから家庭裁判所を利用しようという人は、家庭裁判所がどういう問題を持つのか分からないのではないか。そうすると、結局は、家庭裁判所がサービスとして日常的にどういうことをやっているかを知らせる広報の問題になるのではないか。裁判所に対するイメージ的なものを変えて、一般市民に門戸を広げるという意味で、裁判所の広報活動の在り方についてテーマとして考えてはどうか。
- 家庭裁判所の内部から、例えば労働組合から、こういう点を改善してほしいといったものが声として出ているのであれば、それも検討の対象になるのではないか。司法制度改革で問題にしているようなものでなくても、緊急の問題点があるのに私達が全く把握していないということがあるのではないかと思われる。

(9) 次回の予定

ア 日程

平成16年7月15日(木)午後1時30分から

イ 場所

長崎家庭裁判所大会議室

(10) 閉会

長崎家庭裁判所委員会委員名簿(五十音順)

平成16年1月26日現在

長崎地方検察庁検事正	浅野義正
長崎家庭裁判所裁判官	伊東浩子
長崎市市民生活部次長	白石利市
長崎県精神科病院協会会長	
医療法人友愛会理事長	田川安浩
長崎県弁護士会所属弁護士	中村尚達
長崎家庭裁判所長	野崎彌純
長崎県県民生活環境部男女共同参画室長	藤野美保
長崎新聞社取締役論説委員長	本田貞勝
長崎純心大学人文学部教授・学生部長	山口康子
社団法人成年後見センター・	
リーガルサポート長崎支部会員	
長崎県司法書士会副会長	若杉 實